

令和4年11月29日

豊田市長 太田 稔彦 様

藤岡南地域会議

会長 小川 和成

答 申 書

令和4年8月30日付けで諮問を受けたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 個別支援台帳の作成における課題

(1) 避難行動要支援者名簿制度の理解不足による課題

当地区の個別支援台帳（以下「台帳」という。）回収率は約20パーセント（令和4年7月末現在）であることから、避難行動要支援者名簿制度の理解が不足していると見受けられます。また、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）である本人やその家族からは、同意書の提出や台帳作成の理由などを明確に理解していない方もいるとの意見もありました。一方で、避難支援等関係者としても、自らの役割と責任の範囲を理解できないまま台帳作成に携わっている状況にあることから、「要支援者・避難支援等関係者」向けの制度周知を求めます。

制度周知方法として、「PRチラシ」を作成し、台帳作成の理由、台帳作成のメリット、台帳活用の好事例の紹介を掲載し、このようなチラシの配布は地域だけではなく、介護施設、福祉施設、病院関係者にも協力を求めていくことを提案します。

(2) 避難行動要支援者名簿提供における「同意確認」手続きの課題

この制度での同意は、「書面」での返信を求めています。要支援者の中には、その返信をすることができない方もいます。返信がなければ、「不同意」を示しているとみなされ、支援が遅れます。同意確認の手続きについて見直しが必要です。

(3) 個別支援台帳作成における支援体制の課題

台帳作成をしている地域からの意見として、「避難支援等関係者である自主防災会役員が毎年交代する。」「組長対応では要支援者との信頼関係が築けず、うまく聞き取りができない。」「要支援者及び家族は近隣との関係が薄く、地域支援者が確保できない。」などがありました。避難支援等関係者の支援体制や地区内のコミュニケーション不足が地域の課題と考えられます。

地域としては、自主防災会、民生委員、包括支援センターによる支援体制づくりを整え、自主防災会の役割の周知を図っていき、管理マニュアルなどを作成していく必要があります。また、マンパワー不足の自治区に対する支援策も検討しておく必要があります。

2 自地域で取組が可能な個別支援台帳の活用方法

(1) 平常時の取組

ア 要支援者の居住地図の作成

自主防災会、民生委員などを中心に、要支援者の居住場所が把握できる居住地図の作成。災害危険エリアと照らし合わせ、優先的に支援が必要となる対象者の地域での共有

イ 台帳に記入欄の追加

要支援者が避難時に必要な車いすや衣服などの保管場所、ペット飼育者の意思確認などの個別対応方法を確認した上での、台帳への情報追加

ウ 民生委員による台帳の更新

民生委員が担当している要支援者の場合、要支援者の心身の機能の変化や生活上の様子に変化があれば、民生委員が台帳を順次更新した上での自治区への提供

エ 要支援者支援方法の検討会の開催

要支援者に対する避難情報の伝達方法、支援行動、避難先などの検討会を開催し、地域支援者等が台帳を活用しての具体的な支援方法の作成

(2) 地域での活動強化

ア 地域支援者の役割を学ぶ「勉強会」の開催

要支援者を自主的に支援する人材を育成するために、高齢者等避難が発令された際に、「要支援者にどのように伝えるのか。」、「誰が、いつ、どのように行動するのか。」、「誰がどのルートでどこに避難させるのか。」について学べる「勉強会」の開催

イ 自治区の特性に合わせた「個別避難計画」の作成

防災・福祉・保健・医療等の各分野の関係機関が連携し、自治区の特性に合わせた「個別避難計画」の作成。また、この計画は防災対策だけでなく、地域の高齢者見守り活動、支援者活動、地域おこし事業への活用

ウ 「避難行動体験訓練」の実施

台帳の確認と避難行動支援を目的とした、緊急連絡者、地域支援者、避難支援等関係者による「避難行動体験訓練」の実施。この訓練成果による、要支援者の発災時の具体的な避難場所の選定